

新宮町告示第16号

令和4年第1回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年2月21日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 令和4年3月2日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	大牟田直人君
高木 義輔君	北崎 和博君
横大路政之君	松井 和行君
牧野真紀子君	

○3月2日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	大牟田直人君
高木 義輔君	北崎 和博君
横大路政之君	松井 和行君
牧野真紀子君	

○3月3日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	大牟田直人君
高木 義輔君	北崎 和博君
横大路政之君	松井 和行君
牧野真紀子君	

○3月4日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	大牟田直人君
高木 義輔君	北崎 和博君
横大路政之君	松井 和行君
牧野真紀子君	

○3月17日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	大牟田直人君
高木 義輔君	北崎 和博君
横大路政之君	松井 和行君
牧野真紀子君	

○応招しなかった議員

西 健太郎君

令和4年 第1回(定例)新宮町議会会議録(第1日)

令和4年3月2日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和4年3月2日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第5号議案 新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第6号議案 新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第7号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第8号議案 新宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第9号議案 新宮町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第10号議案 新宮町特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第9 第11号議案 令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第10 第12号議案 令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第11 第13号議案 令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第12 第14号議案 令和3年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第13 第15号議案 令和3年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第14 第16号議案 令和3年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第15 第17号議案 令和3年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第16 第18号議案 令和3年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第17 第19号議案 令和3年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について
- 日程第18 第20号議案 令和3年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第19 第21号議案 令和4年度新宮町渡船事業特別会計予算について

- 日程第20 第22号議案 令和4年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 第23号議案 令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第22 第24号議案 令和4年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第23 第25号議案 令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
- 日程第24 第26号議案 令和4年度新宮町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第25 第27号議案 令和4年度新宮町水道事業会計予算について
- 日程第26 第28号議案 令和4年度新宮町公共下水道事業会計予算について
- 日程第27 第29号議案 令和4年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計予算について
- 日程第28 第30号議案 令和4年度新宮町一般会計予算について
- 日程第29 第31号議案 工事請負契約の変更について（相島海底光ケーブル等整備工事）
- 日程第30 第32号議案 町道路線の認定について（上府～三代線）
- 日程第31 第33号議案 町道路線の変更について（小万崎～柳ヶ浦線）
- 日程第32 第34号議案 権利の放棄について
- 日程第33 第35号議案 新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第34 報告第1号 令和4年度新宮町土地開発公社事業計画について
- 日程第35 報告第2号 令和4年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について
- 日程第36 報告第3号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第37 報告第4号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第5号議案 新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第6号議案 新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第7号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第8号議案 新宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第9号議案 新宮町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

- 日程第8 第10号議案 新宮町特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第9 第11号議案 令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第10 第12号議案 令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第11 第13号議案 令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第12 第14号議案 令和3年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について
- 日程第13 第15号議案 令和3年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第14 第16号議案 令和3年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第15 第17号議案 令和3年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第16 第18号議案 令和3年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第17 第19号議案 令和3年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について
- 日程第18 第20号議案 令和3年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第19 第21号議案 令和4年度新宮町渡船事業特別会計予算について
- 日程第20 第22号議案 令和4年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第21 第23号議案 令和4年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第22 第24号議案 令和4年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第23 第25号議案 令和4年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
- 日程第24 第26号議案 令和4年度新宮町簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第25 第27号議案 令和4年度新宮町水道事業会計予算について
- 日程第26 第28号議案 令和4年度新宮町公共下水道事業会計予算について
- 日程第27 第29号議案 令和4年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計予算について
- 日程第28 第30号議案 令和4年度新宮町一般会計予算について
- 日程第29 第31号議案 工事請負契約の変更について（相島海底光ケーブル等整備工事）
- 日程第30 第32号議案 町道路線の認定について（上府～三代線）
- 日程第31 第33号議案 町道路線の変更について（小万崎～柳ヶ浦線）
- 日程第32 第34号議案 権利の放棄について
- 日程第33 第35号議案 新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第34 報告第1号 令和4年度新宮町土地開発公社事業計画について
- 日程第35 報告第2号 令和4年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について

日程第36 報告第3号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について

日程第37 報告第4号 例月出納検査結果報告について

出席議員（11名）

1番	安武久美子君	2番	温水 眞君
3番	末吉富美德君	4番	濱田 幸君
5番	上畝地白馬君	7番	大牟田直人君
8番	高木 義輔君	9番	北崎 和博君
10番	横大路政之君	11番	松井 和行君
12番	牧野真紀子君		

欠席議員（1名）

6番 西 健太郎君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君 議会事務局局長補佐 …… 桐島美佐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	長崎 武利君	副町長 ……………	吉村 隆信君
副町長 ……………	福田 猛君	教育長 ……………	宮川 優子君
総務課長 ……………	太田 達也君	地域協働課長 ……………	片山 勇二君
政策経営課長 ……………	桐島 光昭君	税務課長 ……………	尾田 繁男君
住民課長 ……………	大原 稲子君	健康福祉課長 ……………	山口 望美君
子育て支援課長 ……………	藤木 恵介君	産業振興課長 ……………	高木 昭典君
環境課長 ……………	安河内正路君	都市整備課長 ……………	西田 大輔君
上下水道課長 ……………	高橋 忠久君	会計管理者 ……………	末永富士美君
学校教育課長 ……………	森 和也君	社会教育課長 ……………	桐島 聡君
代表監査委員 ……………	吉田 雅文君		

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（牧野 真紀子君） おはようございます。

ただいまから、令和4年第1回新宮町議会定例会を開会いたします。

ご報告いたします。6番、西健太郎議員より、本定例会の欠席届が提出されております。

それでは配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、安武久美子議員、2番、温水眞議員、事故に備えて3番、末吉富美徳議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの16日間と決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（長崎 武利君） 皆様、おはようございます。

それでは、令和4年度予算案をはじめとします重要な議案をご審議いただき、新宮町議会第1回定例会の開会にあたりまして、新年度に臨みます町政運営の方針と施策の概要について申し述べ、議員各位のご賛同とあわせまして、町民の皆様のご理解を賜りたいと存じます。

最近の世界情勢につきましては、バイデン大統領のもとアメリカ合衆国のタリバン政権下のアフガニスタンに対する対応や北京オリンピックにおける外交ボイコットに見られる中国との対立など、今後日本を始め各国との関係にどのような影響がもたらされるか、世界的に注目が集まっているところでございます。

国内においては、菅首相から岸田首相へ政権が引き継がれました。昨年10月に執行された衆

議院議員総選挙では、政権選択選挙と言われ、野党共闘が進められましたが、低い投票率の中、政権交代には至りませんでした。新たな指導者の下、新型コロナ対応、経済対策、外交・安全保障など最優先課題への対応が本格的に実施されることと思われま

す。昨年は、新型コロナウイルス感染症対策に多くの時間を費やすこととなりました。新型コロナウイルス感染症につきましては、発生から2年が経過をし、ワクチン接種の追加3回目や対象年齢の引下げ、医療体制の強化や治療薬の開発などが進められておりますが、オミクロン株の影響もあり、感染の速さは際立っており、拡大防止のため多くの都道府県において緊急事態措置やまん延防止等重点措置がとられ、行動や営業が再び制限されることとなり、日常生活や経済社会活動への不安が広がっています。

昨年9月のデジタル庁発足以来、国は情報システムの標準化をはじめとする自治体デジタルトランスフォーメーションを強力に推進しており、ICT技術を駆使した社会を目指し、次世代型行政サービスの構築を進めております。本町においてもWEB会議の導入・活用を行うとともに、在宅勤務の試行など人と人との接触の低減を図っています。また、タブレットを導入し、議会や会議において活用をしております、ペーパーレス化も含めた取組も行っております。便利になる一方で、人と人とのつながりや、思いやりの心が失われていくのではないかと懸念もいたしますが、今後は、SDGsが目指す誰一人取り残さない社会の実現に向けて、行政サービスの分野などにおいても、住民サービスの向上につながるオンライン化など先端的な技術の導入につきまして積極的に検討し、地域課題の解決に取り組んでいく必要があると思っております。

世界的な規模で課題となっている気候変動、地球温暖化対策につきましては、日本政府も「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言をいたしました。本町も2月1日に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けて取り組むこととしております。本年は、新型コロナウイルス感染症の影響による第6波を乗り越え、十分な感染対策を行った上で社会経済活動の立て直しを図っていく必要があると思っております。東京オリンピックの経済効果は期待とは程遠いものとなりましたが、賑わいを取り戻し、国内外からの来訪者におもてなしができる新宮町であり続けられるよう準備してまいりたいと思っております。

本町の現状に関しましては、本年1月末の人口は3万3,625人で、前年同期と比べまして69人の減となっております。まちの将来人口の想定では、令和4年度から始まる2地区の土地区画整理事業の開発などにより、令和22年まで緩やかに人口が増加したあと横ばいが続き、その後、人口減少に転じることを予想しております。現在の状況が中長期的な減少トレンドに転じたものなのか、または一時的なものなのか今後の人口推移を注視していきたいと考えております。

令和3年度の町政全般につきましては、新宮東中学校に隣接する防災活動拠点としての新宮ふれあいの丘公園周辺の整備を継続して実施をしております、ふれあい交流館では新型コロナウイルス

ワクチンの集団接種を実施しました。また、一昨年被災した相島漁港沖防波堤につきましては、5基の災害復旧工事を実施し、これにより被災した7基全ての復旧を本年度中に完了する予定でございます。第2期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる東部地域や相島の振興策の推進、交流拠点づくりと地域コミュニティ強化の推進につきましては、地域ごとの実情に応じた地域振興策、趣向を凝らしたイベントが新型コロナウイルス感染症の影響により中止または規模の縮小となったものもございますが、昨年10月に東部地区観光交流拠点施設「こみんかみかん」の運営を開始するとともに、「竹灯籠祭り」が実施をされました。相島においては、町、相島活性化協議会と九州電力で連携をし「Qでんにぎわい創業プロジェクト」を展開していく予定でございます。一方、特産品の活用による地域振興と、町の自主財源の確保という目的で行ってまいります返礼品を伴うふるさと納税事業は、取組を強化する自治体も増えている状況であります。前年度並みの寄附額は維持できそうな状況でございます。度重なる緊急事態宣言下においても、感染症対策、新型コロナウイルスワクチン接種事業などとともに、これらの事業を進めることができましたことは、町議会の皆様はもとより、町民の皆様のご理解とご協力の賜物であると改めて感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、新年度におけます主要施策、新規事業、特徴的事業と概要について、令和3年度からスタートしております第6次総合計画基本構想の7つの分野別の基本目標ごとに分けて説明をしております。また、事業費の多少にかかわらず、私の考え方や取組姿勢についても触れさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、総合計画の第1章から第3章まで、子育て支援や教育、文化、人権、健康、福祉などの分野からでございます。子育て環境の充実について、待機児童対策につきましては、新宮ふれあいの丘公園の北側に博多学園の認定こども園の整備計画があり、保育環境充実のため施設整備の支援を予定しております。併せて国が進めております保育士等の処遇改善につきましては、令和4年2月から9月までは補助金で、10月以降は給付費の法定価格の引上げにより対応してまいります。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うため、子育て世代包括支援センターの機能の充実、子育て中の家族の不安や負担の軽減に努めており、高度な不妊治療が保険適用となるほか、新たに産後ケア事業に取り組んでまいります。また、令和4年度から幼児教育・保育の無償化及び学童保育の業務につきまして、町民の皆様に分かりやすく、また業務を効率的に進められるよう子育て支援課と学校教育課の業務を整理・再編をしております。町立幼稚園の在り方につきましては、教育委員会での検討結果を踏まえ、令和6年度から新宮東幼稚園を新宮幼稚園に統合し、新宮幼稚園と立花幼稚園の2園体制とすることといたしました。次に、学校教育につきましては、GIGAスクール構想の推進に伴い、タブレットパソコンや電子黒板の購入、Wi-Fi整備などを実施しました。今後はICTを活用し、プログラミング教育などについても新

たな社会に対応できる子どもを育てるため、まずは教職員のスキルアップを図ってまいりたいと思っております。厳しい財政状況ではありますが、校舎や体育館の大規模改修なども進めていかなければならないと考えております。また、小中学校においては、確かな学力の定着と子どもたちの抱える様々な悩みに対応するため、引き続き学習面では、各支援員を配置するとともに、心身の健全な発達のため、スクールカウンセラー、心の教室相談員等がきめ細やかに対応してまいります。一方、地域振興にも寄与する漁村留学でございますが、令和4年4月からは、小学生18名、中学生6名が島外から通学することになっており、子どもたちが通学する姿も定着しております。生涯学習・生涯スポーツの推進につきましては、シーオーレ新宮やそびあしんぐうで学習する機会を提供するとともに、ふれあい交流館の南側公園区域に公園PFI制度を活用した民間事業者による屋内テニスコートの建設が計画をされており、年間を通してスポーツに親しみやすい環境づくりが進んでいくものと思っております。人権行政の分野では、人を思いやり快適に暮らせるまちづくりを進めるため、また、あらゆる差別に対する啓発や教育を積極的に推進するため、人権に関する町民意識調査を実施し、三月間町民のつどいや人権フェスティバルなどの更なる充実を図ってまいります。町民の健康づくりにつきましては、感染症予防のため、マスクの着用や手洗いの実践など感染症対策を推進するとともに、新型コロナウイルスワクチンの追加接種、対象年齢引下げの対応を実施してまいります。また、病気の早期発見・治療のため住民健診の内容・体制を整備をし、受診率向上を図るとともに、健康増進計画に基づく各種予防事業の実施に努めてまいります。地域福祉につきましては、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるようお互いに支え合える地域づくりを推進するとともに、社会福祉協議会、しんぐるっと、支え合いのまちづくり推進会議などの関係団体と協力をし、地域の特性に応じた福祉の充実に努めてまいります。本町の高齢化率は、県内でも非常に低い状況でございますが、高齢者人口、また高齢化率は着実に増加をしております。町シルバー人材センターや町シニアクラブ連合会を支援をし、高齢者の働く場の創出と生きがいづくり、元気で健康な高齢者づくりを推進してまいります。また、リニューアルしました福祉センターをはじめ、新宮ふれあいの丘公園内のふれあい交流館や地域の公民館を活用し、高齢者の介護予防事業の推進や地域介護予防活動の支援を拡充してまいります。

次に総合計画の第4章から第6章まで、環境、土地利用や道路・交通、上下水道、防災、産業振興、地域振興などの分野についてでございます。環境につきましては、地球温暖化防止対策として「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現のための取組について検討を進めております。方針が固まりましたならば、改めてご報告させていただきたいと考えております。あわせて家庭・事業所におけるごみの発生抑制、減量、資源の活用などに取り組んでまいります。また、地元で検討が続けられております三代地区・下府地区の土地区画

整理事業につきましては、組合の設立から本格的な開発事業が進んでいく予定となっております。町といたしましても、事業推進のための支援を引き続き行ってまいります。道路関係では、土地地区画整理事業とあわせて、都市計画道路三代的野線の整備につきまして引き続き検討してまいりますとともに、町道的野寺浦線の拡幅改良工事につきましても、国の交付金を活用し事業を進めてまいります。新宮東中学校に隣接します防災活動拠点としての機能をあわせ持つ、新宮ふれあいの丘公園整備事業につきましては、引き続き周辺の安全な避難路や救援物資などの輸送路確保のため、道路の整備等を行います。自然環境などの保全と活用につきまして、白砂青松の新宮海岸を次世代に引き継ぐため、議員の皆様を含め地域、学校などのご理解とご協力のもと、松林を保全する取組を協働で進めております。この楯の松原には、潮風や飛び砂から暮らしを守るとともに、町民の憩いの場としても活用できるよう、年間5回から6回程度、比較的規模の大きな保全活動を計画しております。新型コロナウイルスの影響もあり、計画どおりの事業が実施できていない状況でございますが、継続的に取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きご理解とご協力ををお願いいたします。町営住宅雲雀ヶ丘団地につきましては、緑ヶ浜団地として移転、新築工事を完了いたしました。令和4年度は、雲雀ヶ丘団地の解体及び跡地の処分、その他の町営住宅の改修などを進めてまいります。相島の簡易水道施設につきましては、安定した水の供給のため、耐用年数を超えた機械電気設備を更新してまいります。また、健全経営のため、簡易水道事業の公営企業会計適用に向けた取組とともに、策定した経営戦略の更新が必要になってくると思っております。下水道事業につきましては、引き続き中央処理区域のうち三代地区・原上地区の整備を進めてまいります。また、三代地区・下府地区で予定されている土地地区画整理事業による影響を考慮し、事業計画の変更などを実施していく予定でございます。また、漁業集落環境整備事業につきましても、健全経営のため、公営企業会計適用に向けた取組とともに、策定した経営戦略の更新を想定しております。生活環境の改善につきましては、騒音や振動などの発生状況を福岡県と協議しながら調査・確認し、関係機関への改善要望などを実施してまいります。災害対策につきましては、地域防災計画の見直しや地域防災力強化のため自主防災組織の設立支援などを予定しておりましたが、新型コロナウイルスの影響により、計画どおり進んでおりませんので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。また、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を踏まえ、消防団員の処遇改善のため見直した条例は、令和4年4月1日から施行し、対応することとなります。防犯対策につきましては、防犯専門官を引き続き確保し、各地域での自主防犯活動団体の設立支援と防犯知識の向上のための啓発に努めてまいります。また、交通安全指導員のあり方を見直し、交通安全意識の向上のため、交通マナーや交通ルールの啓発をボランティアとして活動していただくこととしております。新型コロナウイルス感染症第6波の収束が見えない中、住民の生活や企業の経済活動に大きな影響を及ぼす事態に

対しては、日頃から関係機関との連携や情報交換を行い、迅速かつ適切に対応ができるように努めてまいります。農業振興に関しましては、農業後継者の減少、耕作放棄地及び鳥獣被害の増加などが課題となっており、引き続き認定農業者をはじめとした新たな担い手の育成支援に努めてまいります。また、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に対応する劣化状況評価を実施するとともに、営農環境の継続や荒廃農地の有効利用を進めるため、粕屋農協や農家、新宮町おもてなし協会などと連携をし、新たな組織や仕組みづくりを検討してまいります。有害鳥獣による農作物被害を防止するため、被害防止柵設置への補助や猟友会と協力した駆除活動を実施するとともに、園芸農業等総合対策事業を推進してまいります。商工業の振興につきましては、新宮ブランドのさらなる展開を図るため、商工会や新宮町おもてなし協会と連携をし、町内製品のPRと新たな特産品の開発を推進するとともに、新規起業者を対象とした創業支援を継続してまいります。また、立花口区にスマートインターチェンジ設置の検討を進めており、隣接地域への流通業務施設などの誘致についても検討してまいります。観光につきましては、新型コロナウイルスの影響により、旅行や移動の自粛のため、町を訪れる人が減少することとなりましたが、オープンした東部地区観光交流拠点施設「こみんかみかん」を活用した観光情報の発信、観光資源の利活用や特産品の開発などの支援に努めてまいりたいと思っております。

次に、地方創生、地域振興の推進についてでございますが、地域によっては加速度的な高齢化が懸念され、特に相島地区や東部地区では人口減少が進んでおります。地域特性に応じた地域振興策の必要性が高まってきていると感じており、光ケーブルの敷設により情報格差が解消した相島において空き家を活用した移住促進事業を進める予定にしております。第2期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域の皆様とともに地域活性化のための仕組みや実践を進める計画でしたが、新型コロナウイルスの影響もあり、予定どおりには進んでいない状況でございます。今後は交流人口や関係人口の増加を目指し、地域資源などを活用した交流を推進してまいります。

最後に総合計画の第7章、協働のまちづくり、行政運営や情報化などの分野でございます。高齢化や核家族化などにより、地域におけるコミュニティ活動の担い手不足の状況とともに、新型コロナウイルスの影響により、コミュニティ活動の停滞が見られます。住民などとの協働のもとに、これからの地域コミュニティ組織のより良いあり方について検討が必要と感じております。また、住民参画を推進するためにも行政懇談会の再開を検討し、地域の要望や住民の皆様の声を直接お聞きしてまいりたいと思っております。ふるさと納税事業につきましては、力を入れる市町村が増える中、令和3年度は前年度並みの寄附額となりそうな状況で推移をしております。自主財源の確保とともに、産業の振興を目的として始めた返礼品を伴うふるさと納税事業でございますので、寄附額ばかりにとらわれることなく、返礼品を提供する農産品の生産者や特産品の事

業者の安定した収入となり得るよう、品質の向上に留意しつつ、新宮町おもてなし協会との連携を図り、事業を展開してまいりたいと考えております。行政組織につきましては、昨年9月に設立されたデジタル庁において、今後デジタル化、ICT技術を活用した社会の仕組みの変革が加速度的に進展するものと思われまます。この流れに遅れることのないよう、AIやRPAなどの先進技術を活用した業務の効率化や住民サービスの向上につきましては、外部委託を含め自治体DXを推進してまいります。地方分権や権限移譲の進展などにより、町の業務量の増加は続いており、計画的に職員を採用してまいりたいと考えておりますが、地方公務員法が改正され、令和5年度から定年年齢が段階的に上げられることとなっております。このことにつきましては、令和4年度に条例の整備、制度の周知、定員の見直しなどを行っていく必要がありますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。また、新型コロナウイルス感染症対策により、新型コロナウイルスワクチン接種事業や各種の臨時的な給付金事業などを行うため、組織として柔軟な対応が必要になってまいることがございます。その際には、限られた施設と人員において効率的に行政運営を行ってまいるための判断をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、令和4年度予算の概要について、国の動向も含め、申し述べます。国は「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、新型コロナウイルス感染症への対応、デジタル変革の加速やグリーン社会の実現、地方創生の推進、防災・減災、国土強靱化をはじめとする安全・安心な暮らしの実現など今後の政策対応の方向性が示されております。本町予算とも関連する国の令和4年度予算は、令和3年度補正予算と一体として、新型コロナ対策に万全を期しつつ、「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」の実現を図るためのものとなっているようでございます。また、地方財政対策においては、地域デジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化、保健所の恒常的な人員体制強化、社会保障の充実及び人づくり革命等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和3年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされており、前年を上回る63兆9,000億円の計上となっております。このような状況を踏まえ策定いたしました令和4年度の予算案でございますが、一般会計は、予算総額140億793万9,000円で対前年比6.3パーセントの増となります。水道事業会計及び公共下水道事業会計を除く7つの特別会計の予算総額は、31億5,460万4,000円で、対前年比4.5パーセントの増。水道事業会計は、9億4,404万3,000円で対前年比1.9パーセントの増であります。公共下水道事業会計は、15億4,782万6,000円で、対前年比2.9パーセントの減となりました。令和4年度は自治体DXの推進やカーボンニュートラルの実現に向けた取組の進展、さらには新型コロナウイルス感染症への的確な対策、人件費や公債費などの増により、財政的には厳しい状況が続くこと

を想定し、職員一人ひとりが時代の変化や住民ニーズを的確に捉え、事業の必要性と効果を検討し、継続分を含めすべての事業についてコスト削減を図るものとして策定をいたしました。今後の財政運営につきましては、経常収支比率や健全化判断比率、地方債現在高などを注視しながら、第6次総合計画に盛り込まれた施策、事務事業を実行していくため、近い将来に予測されます事業経費を的確に見定め、財政シミュレーションによるチェックを行いながら進めてまいります。20年後、30年後も変わらず、私たちの子や孫、未来を生きる世代に責任を持った持続可能なまちづくりを実現するための準備として、コロナ禍を乗り越え、取り組んでまいり所存でございます。今後とも町議会の皆様、そして町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。令和4年度の施政方針とさせていただきます。

それでは、本日提案いたしております議案は、条例の制定、改廃等6件、令和3年度補正予算10件、令和4年度当初予算10件、契約等1件、路線変更・認定等2件、外部規約、協定等2件、計31議案、諸報告4件となっています。なお、最終日には追加議案を予定しております。よろしくご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。私の施政方針、また議会招集の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（牧野 真紀子君） これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第5号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第3、第5号議案、新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） 第5号議案、新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり条例案を提案するものでございます。提案理由としましては、令和4年4月1日から学童保育所に係る業務を学校教育課、認定こども園の幼稚園部分を含む幼稚園の資格及び給付の業務を子育て支援課が所管することに伴い、条例の一部を改正するもので、町議会の議決を求めるとでございます。

2ページ目をお願いいたします。新旧対照表により、ご説明をさせていただきます。改正前におきましては、幼稚園部分に係る特定教育・保育施設の利用の負担に係る事業の実施に必要な特定個人情報について、そちらに規定しておりましたけれども、この内容については子育て支援課のほうに移管になりますので廃止をしまして、新たに今度、学校教育課が所管することとなりま

す学童保育所の部分について改正後には規定するもので、条例の内容を1項目を変更するような規定になっております。なお、学童保育所につきましては、子ども・子育て支援法による地域子ども・子育て支援事業の中に位置づけされておりますので、事務の表記については、そういった表記をさせていただいておるところでございます。

1 ページ目に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第5号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第5号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 第6号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第4、第6号議案、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第6号議案、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。改正の主な理由といたしまして、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を減額すること及び国保税の納期を一部改正するため、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容の説明をいたします。改正内容につきましては、4ページ以降に参考資料として添付いたしております新旧対照表にて、改正の主な部分の説明をいたします。なお、改正部分には下線を引いておりますが、上位法の改正に伴い、規定の整理を行ったもの、あるいは字句等の訂正のみで、今回の国保税条例の内容が大きく変わらない部分につきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

新旧対照表5ページをお願いします。第12条、納期につきまして、第7期12月1日から12月20日までを12月1日から12月25日までに改める。9ページから10ページが、今回上位法の改正に伴い新設された条文でございます。9ページをお願いします。下から5行目になります。2、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月3

1 日以前である被保険者がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額は、1 0 ページをお願いいたします。当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。第 1 号、アにつきましては、基礎課税額 7 割軽減に該当する世帯の未就学児 1 人当たりの均等割額 4, 2 0 0 円に、イにつきましては、5 割軽減に該当する世帯内の未就学児 1 人当たりの均等割額 7, 0 0 0 円に、ウにつきましては、2 割軽減に該当する世帯の未就学児 1 人当たりの均等割額 1 万 1, 2 0 0 円に、エにつきましては、軽減に該当しない世帯の未就学児 1 人当たりの均等割額 1 万 4, 0 0 0 円になります。第 2 号、アにつきましては、後期高齢者支援金等課税額 7 割軽減に該当する世帯の未就学児 1 人当たりの均等割額 1, 3 5 0 円に、イにつきましては、5 割軽減に該当する世帯の未就学児 1 人当たりの均等割額 2, 2 5 0 円に、ウにつきましては、2 割軽減に該当する世帯の未就学児 1 人当たりの均等割額 3, 6 0 0 円、エにつきましては、軽減に該当しない世帯の未就学児 1 人当たりの均等割額 4, 5 0 0 円とするものでございます。改正箇所につきましては、以上でございます。

2 ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。ただし、第 5 条の 2 第 1 号、第 1 2 条、第 1 3 条第 1 項、第 2 3 条及び第 2 3 条の 2 の改正規定並びに附則第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項から第 1 3 項までの改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。適用区分といたしまして、この条例による改正後の新宮町国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前のおりとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第 6 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 1 0 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第 6 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 5. 第 7 号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第 5、第 7 号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） 第 7 号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。改正理由といたしまして、令和4年4月1日から学校教育課が所管していた特定教育・保育施設の認定及び給付業務を子育て支援課が所管することに伴い、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正するものでございます。

2ページをお願いいたします。参考資料の新旧対照表で改正内容について、ご説明いたします。第1条の改正は、所管替えに伴い教育認定にも拡大するため、保育認定である子どもに限定した条項を削除するものでございます。第3条の改正は、町が定める利用者負担額について、特例施設型給付に関する適用を特定教育保育、特別利用保育に限定していたものを特別利用教育を加えるため改めるものでございます。

戻りまして、1ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第7号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第7号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 第8号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第6、第8号議案、新宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第8号議案、新宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。改正理由といたしまして、後期高齢者医療被保険者の保険料納付に係る納期を一部延長し、納付しやすい環境の整備を図るため、新宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、改正内容の説明をいたします。1ページをお願いいたします。新宮町後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正する。第4条中、同月20日までを、同月25日までに改める。附則といたしまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

2ページに参考資料として新旧対照を付けておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第8号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第8号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第9号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第7、第9号議案、新宮町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 第9号議案、新宮町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。提案理由といたしまして、都市計画法第19条第1項の規定に基づき、2月7日付けで下府・湊地区地区計画を決定したことに伴い、当該地区計画区域を追加するため、新宮町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。主な改正の内容といたしましては、別表第1及び別表第2に決定した下府・湊地区の地区計画の内容を追加するものです。対象地区は現在、市街化調整区域ですが、本地区計画を決定したことにより、土地区画整理事業などによる土地利用が可能となりました。そのため、適正な土地利用を誘導することを目的として、今回本条例に追加するものです。また、建蔽率の「蔽」の字が常用漢字表の改定で常用漢字に追加されていたため、条例全体において平仮名表記を漢字に改め、また4ページをお願いします。新旧対照表の改正前、別表第2中、(か)壁面の位置の制限ア、5ページをお願いします。境界線の区分の欄で、道路、公園及び隣地境界線以降の「との敷地境界線」を削り、以下、その表現を改めるものです。

3ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。

なお、4ページから13ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。また、14ページから19ページに下府・湊地区地区計画の計画書及び計画図を添付しておりますので、あわせてご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第9号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 第10号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第8、第10号議案、新宮町特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） 第10号議案、新宮町特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例を廃止する条例の制定について、別紙のとおり提案するものでございます。提案理由としまして、令和4年4月1日から認定こども園の幼稚園部分を含む幼稚園の資格及び給付の業務を子育て支援課が所管することに伴い、幼稚園部分のみを規定しておりました本条例を廃止するもので、町議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第10号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第10号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9. 第11号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第9、第11号議案、令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） 第11号議案、令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ845万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3,776万1,000円とするものでございます。

歳出予算から説明いたします。12、13ページをお願いいたします。1款1項1目事務費、8節の旅費の減は、渡船運営委員会などが開催されなかったための執行残です。17節備品購入費の減は、渡船新宮待合所のAEDについて、他のAEDと指名競争入札で一括発注し、安価で購入できたことによる執行残です。1款2項1目事業費、8節旅費につきましては、中間検査等を当初、下関での作業を想定していましたが、入札により福岡市で行ったため執行残が出たものです。11節役務費のクリーニング代については、船舶内の座席シートカバーのクリーニングを船員で行ったことによる執行残。船体保険料については、当初予定していたよりも安価で済んだための執行残です。12節委託料、乗船客整理業務につきましては、新型コロナウイルスの影響で多客整理をする必要性が減ったための執行残です。13節使用料及び賃借料、代船備船料については、中間検査時の代船を当初予定した船よりも小型のものを使用したため495万8,000円の執行残と、電子マネー決済サービス利用料は、開始時期が7月にずれ込んだための執行残です。14節工事請負費、渡船施設改修工事費については、新宮待合所の空調換気設備更新工事に係る執行残による減額です。

次に、歳入予算について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。1款1項1目1節から3節については、新型コロナウイルスによる渡航者の減によるもので、当初、乗船者数の回復を見込んでおりましたが、このような状況でございますので増加までに転じなかったための減額となっております。3款1項1目1節県支出金、渡船事業補助金は、福岡県から交付を受ける補助金の確定額によるものです。4款1項1目1節一般会計繰入金については、収支調整。5款1項1目1節の繰越金については、前年度の繰越金が確定したことによります。10、11ページ。6款1項1目1節雑入については、郵便航送料の減少によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第11号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第12号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第10、第12号議案、令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第12号議案、令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,760万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,767万2,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。2款1項1目18節負担金補助及び交付金、5,000万円を計上しております。一般被保険者療養給付費負担金を増額しております。特定財源といたしまして、4款1項1目1節普通交付金5,000万円を充てるものでございます。2款2項1目18節負担金補助及び交付金、160万円を計上しております。一般被保険者高額療養費負担金を増額しております。特定財源といたしまして、4款1項1目1節普通交付金160万円を充てるものでございます。6款1項3目22節償還金利子及び割引料99万9,000円を計上しております。災害臨時特例補助金返還金ですが、これはコロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の方の収入が減少したなどの理由で、国民健康保険税を申請により減免する制度で、当初の見込みより実績が下回っておりましたので返還するものです。同じく、4目22節償還金利子及び割引料、普通交付金返還金3,459万8,000円、特別交付金返還金40万8,000円を計上しております。いずれも令和2年度の実績に基づく返還金でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。8、9ページをお願いいたします。5款1項1目5節その他一般会計繰入金、266万8,000円は収支調整によるものです。6款1項1目1節繰越金、前年度繰越金3,244万8,000円を計上しております。7款2項1目1節雑入、国保事業費納付金、令和2年度の退職者被保険者分が返還されておまして、88万9,000円を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第12号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者10名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第12号議案は原案のとおり可決されました。

日程第11. 第13号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第11、第13号議案、令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第13号議案、令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ295万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,549万7,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。2款1項1目18節負担金補助及び交付金につきましては、保険料負担金295万1,000円を減額するもので、広域連合からの額の確定によるものです。

次に、歳入についてご説明いたします。8、9ページをお願いいたします。3款1項1目1節保険基盤安定繰入金につきましては、295万2,000円の減額、これにつきましても、広域連合からの額の確定によるものです。同じく3款1項1目2節一般会計繰入金、521万5,000円の減額は収支調整によるものです。4款1項1目1節前年度繰越金、521万6,000円は、前年度繰越金を繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第13号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者10名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 第14号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第12、第14号議案、令和3年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第14号議案、令和3年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、ご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67万2,000円とするものでございます。今回の補正予算につきましては、令和3年度の貸付金元利収入の見込み増に伴いまして、その部分を歳入予算に計上させていただき、歳出のほうで一般会計に繰り出すというものでございます。

歳出のほうから説明をさせていただきます。10、11ページをお願いいたします。1款1項1目27節12万5,000円につきましては、一般会計繰出金でございます。

歳入につきましては、8ページ、9ページをお願いいたします。1款1項1目1節前年度繰越金が確定しておりますため、1万4,000円を増額しております。2款1項1目住宅新築資金等貸付金国庫分元利収入、1節の元金収入として7万1,000円、2節の利子収入として4万円を計上いたしておるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第14号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第14号議案は原案のとおり可決されました。

ここで10時55分まで休憩いたします。

午前10時43分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第13. 第15号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第13、第15号議案、令和3年度新宮町相島診療所事業特別会

計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第15号議案、令和3年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ29万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を3,783万3,000円とするものです。

内容の説明をさせていただきます。10、11ページをお願いいたします。歳出予算ですが、1款1項1目一般管理費、11節役務費は、医師交代に伴い官舎の清掃等を行うものでございます。2款1項2目医療用衛生材料費、10節需用費、医薬材料費は医薬品の購入に係る経費が予算額を上回る見込みであるため、20万円を増額いたしております。

続きまして、歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。前年度繰越金は額確定によるもので、一般会計繰入金で収支調整をさせていただいております。

説明は以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第15号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第15号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 第16号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第14、第16号議案、令和3年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第16号議案、令和3年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ222万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,131万2,000円とするものです。4ページをお願いします。第2表地方債補正、簡易水道事業債の限度額を10万円減額し、130万円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。12、13ページをお願いします。1款1項1目事業費

184万2,000円を減額しています。内訳として、10節需用費の光熱水費は、海水淡水化装置の稼働時間が少なかったことに伴い、電気代100万円の減。12節委託料は、浄水場機械電気設備更新工事設計委託料の入札執行残に伴い、79万2,000円の減。19節工事請負費は、第2貯水池水位計更新工事の額確定に伴い、5万円の減となっています。特定財源として、国県支出金は、簡易水道等施設整備費補助金17万1,000円、地方債は、簡易水道事業債10万円を減額しています。次に、2款1項2目利子の22節償還金利子及び割引料は、前年度借入分の額確定に伴い、37万9,000円の減です。

次に、歳入説明をいたします。8、9ページをお願いします。1款1項1目1節簡易水道使用料は、使用水量の減に伴い、16万1,000円の減となっています。飛んで5款1項1目1節繰越金は、前年度繰越金の額確定に伴い、82万5,000円の増。6款1項2目1節消費税還付金は、消費税還付金の額確定に伴うもので、197万6,000円の増です。戻りまして、4款1項1目1節一般会計繰入金は、459万円の減で収支調整をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第16号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第16号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 第17号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第15、第17号議案、令和3年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第17号議案、令和3年度新宮町水道事業会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。資本的収入及び支出、第2条、令和3年度水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かっこ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,137万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額349万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1億7,788万7,000円で補填するものとする」に改めるものです。収入において第1款資本的収入、

補正予算額1,404万円を減額し、合計の2,360万6,000円とするものです。また、支出において、第1款資本的支出、補正予算額1,381万2,000円を減額し、合計の2億498万5,000円とするものです。

4、5ページをお願いします。資本的収入及び支出、先に支出の資本的支出について説明いたします。1款1項2目配水設備工事費は、下水道管渠築造工事に伴う配水管布設替工事の入札による執行残が生じたことにより、工事請負費1,381万2,000円の減です。次に、収入の資本的収入について説明いたします。1款1項1目負担金は、先ほどの資本的支出でも説明しました工事費の減に伴い、工事負担金1,404万円を減額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第17号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第17号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第18号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第16、第18号議案、令和3年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第18号議案、令和3年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和3年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。収入ですが、第1款下水道事業収益、補正予算額341万4,000円を減額し、合計の9億6,025万6,000円とするものです。また、支出においては、第1款下水道事業費用、補正予算額247万9,000円を増額し、合計の9億3,853万3,000円とするものです。資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かっこ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,417万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,474万2,000円、過年度損益勘定留保資金1億547万円、当年度損益勘定留保資金8,395万9,000円で補填するものとす

る」に改めるものです。収入において、第1款資本的収入、補正予算額3,600万6,000円を減額し、合計の4億1,812万4,000円とするものです。また、支出において、第1款資本的支出、補正予算額1,667万4,000円を減額し、合計の6億4,229万5,000円とするものです。

2ページをお願いします。第4条、予算第6条に定めた企業債の予定額について、事業費の額確定により2,970万円減額し、2億4,920万円とするものです。

6、7ページをお願いします。収益的収入及び支出、支出を先に説明します。1款1項2目新宮処理区管理費は、福岡市下水処理委託料の立米単価が汚泥処分量等の増に伴い、470万5,000円の増です。1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息は、前年度借入分の額確定に伴い、322万4,000円の減です。3目消費税及び地方消費税ですが、令和3年度の工事等に係る支払消費税より収入に係る預り消費税が多くなる見込みのため、99万8,000円の増です。次に、収入の説明をします。1款1項3目負担金で、一般会計からの雨水処理負担金の決算見込みにより、8万7,000円の減。4目国庫補助金は、防災・安全交付金の額確定により102万円の減です。1款2項2目補助金は、繰入れ基準による一般会計からの補助金を決算見込みより130万7,000円を減額するものです。3目の消費税及び地方消費税還付金は、先ほど支出で説明しましたが、令和3年度の工事費等に係る支払消費税より収入に係る預り消費税が多くなる見込みのため、還付ではなく納付になることに伴う100万円の減です。

8、9ページをお願いします。資本的収入及び支出、支出を先に説明いたします。資本的支出、1款1項1目汚水管路新設費の補償金は、下水道管渠築造工事に伴う配水管布設替工事の入札による執行残が生じたことにより、工事請負費1,403万9,000円の減です。2目雨水管路建設費の委託料は、夜臼地区の雨水管路測量業務委託料の額確定に伴い、43万5,000円の減です。5目処理場建設改良費の工事請負費は、中央浄化センターの膜交換工事の額確定に伴い220万円の減です。次に、資本的収入について説明いたします。1款1項1目企業債は、事業費の額確定に伴い2,970万円の減です。1款3項1目国庫補助金は、防災・安全交付金の額確定により630万6,000円の減です。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第18号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第18号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第19号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第17、第19号議案、令和3年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第19号議案、令和3年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,212万9,000円とするものです。

歳出の補正はございませんので、歳入についてのみ説明いたします。4、5ページをお願いします。1款1項1目排水施設使用料は、使用料の減に伴い12万8,000円の減です。飛んで3款1項1目繰越金は、前年度繰越金の額確定に伴い、71万9,000円の増です。戻りまして、2款1項1目一般会計繰入金、59万1,000円の減で収支調整をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第19号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第19号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 第20号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第18、第20号議案、令和3年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 第20号議案、令和3年度新宮町一般会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億9,925万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164億7,507万5,000円とするものでございます。第2条継続費の補

正、第3条繰越明許費の補正、第4条債務負担行為の補正、第5条地方債の補正につきましては、5ページ、6ページに記載をいたしております。

5ページをお願いいたします。第2表継続費補正、10款5項認定こども園施設整備費補助金につきましては、本年度内の事業実施分として実施設計費の全額及び建築費の一部に係る補助金を計上いたしておりましたが、実施設計費補助につきましては、幼稚園舎建築の進捗割合に応じた補助額に見直したための変更で、補正前、補正後の総額、年度、年割額は記載のとおりでございます。

第3表繰越明許費補正は、9つの事業を追加計上いたしております。2款1項公共施設等総合管理計画策定事業は、本来、年度内の策定といたしておりましたが、本町におきましても先月、2月1日に「新宮町ゼロカーボンシティ宣言」を行ったことから、今後の公共施設等の管理計画においても、省エネルギー施策や再生エネルギー導入の検討をできる限り反映したものとするため、引き続き契約をするもの、次の社会保障・税番号制度システム改修事業は、マイナンバーカード所有者の転出、転入手続のワンストップ化対応のためのシステム改修事業、3款1項非課税世帯等臨時特別支援事業は、給付対象者に家計急変世帯も対象となっていることや申請期限が本年9月30日までとなっているため引き続き事業を継続する必要があるため、同款2項子育て世帯等臨時特別支援事業は、その対象者が本年3月31日までに出生した児童を対象とするため繰り越すものでございます。また、令和3年11月19日に閣議決定されました「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「保育士等幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を前提に、収入を3パーセント程度引き上げるための措置を前倒して実施する」とされたことを踏まえ、令和4年2月から9月までの間、当該賃金改善に必要な費用を今回の補正で措置いたしており、同項、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金は、町内の認可保育所及び認定こども園保育所部分にかかる当該補助金、次の同事業は、相島保育所に係る当該補助金、次の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金は、放課後児童クラブの支援にかかる当該補助金、1番下の10款5項の同事業は、町内認定こども園幼稚園部分に係る当該補助金、以上4事業の補助金の4月分から9月分までについて繰り越すものでございます。また、下から2つ目の8款4項社会資本整備事業は、国の2次補正予算により交付決定があったもので、4年度に全額繰り越すものでございます。

第4表、債務負担行為補正は追加といたしまして、5項目を挙げております。令和4年度当初から事業執行できるよう、本年度中に契約等の事務を行う必要があるため計上するもので、事項、期間、限度額につきましては、記載のとおりでございます。表中上段、相島海底光ケーブル等保守委託料は、本年度敷設いたしました当該ケーブルの保守委託を令和4年度から10年間保守契約を締結するもの、下段の粕屋北部消防組合が令和3年度に発行した地方債の償還に係る経費に

つきましては、期間が令和4年度から令和8年度まで、限度額は償還に係る経費につきまして、柏屋北部消防組規約第12条の規定により算定した額といたしております。

6ページをお願いいたします。第5表地方債補正は、変更として7事業を計上いたしております。起債の目的、補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりで、それぞれの事業費が確定したことによる限度額の変更でございます。

それでは、歳出予算の説明をいたします。今回の補正に関しましては、全般的に、新型コロナウイルス感染拡大の影響によるイベントや事業、会議・研修会等の中止・縮小によるもの、事業の実績等に伴う増減、入札等による執行残の減額、職員及び会計年度任用職員の時間外手当等の増減などが多く、また、特定財源につきましても歳出の増減に伴うもの、国県支出金の交付額決定などにより、歳出の増減を伴わない財源更正等もございますので、主だったものを増額補正を中心に説明をいたします。

26、27ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費の特定財源は、15款2項1目3節マイナポイント事業費補助金の一部を充当したものでございます。

次の28、29ページをお願いいたします。5目財産管理費、12節委託料は、3件とも入札による減額、6目企画費、施設用備品購入費の減は、タブレット端末の購入を予定いたしておりましたが、製品調達の見込みが立たなかったことから減額し、4年度予算にスライドいたしております。7目電算管理費、12節社会保障・税番号制度システム改修委託料451万円は、繰越明許費補正の中で説明しましたとおり、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化対応のためのシステム改修委託料の増で、特定財源といたしまして、15款2項1目1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金を充当いたしております。

次の30、31ページ、9目公有地拡大及び土地利用調整費の特定財源は、16款2項1目2節土地対策費補助金の額確定により財源更正するもの、10目国土調査費、12節地籍調査委託料の減は、国県支出金の交付決定に伴い事業費を減額したもので、特定財源といたしまして、15款1項1目1節地籍調査費負担金及び16款1項1目1節地籍調査費負担金を減額充当いたしております。11目まちづくり事業費、12節行政区長事務委託料は、新たな行政区の設立を見込んでおりましたが、年度中の設立が見込めなくなったため、18節花いっぱい運動助成金ほか2件は、申請が見込みより少なかったことによるものでございます。12目コミュニティバス管理費、18節コミュニティバス運行補助金の増は、バス修理費の増、バスドライバー等人件費の増及び燃料費の単価上昇などによるものでございます。

次の32、33ページ、2項2目賦課徴収費、12節システム改修委託料は、家屋評価システムの更新による増、3項1目戸籍住民基本台帳費、11節コンビニ交付手数料の増は、これまでの実績を踏まえ不足が見込まれるため、12節マイナポイント申込支援等委託料は、マイナンバ

ーカード発行時にスマートフォンを用いたマイナポイント申込みに係る問合せが多く、職員では対応が難しいこともあることから、1週間のうち1日、携帯電話回線事業者にマイナポイント申込みに係る支援を委託するもので、特定財源といたしまして、15款2項1目3節マイナポイント事業費補助金の一部を充当、また、15款2項1目3節社会保障・税番号制度システム整備費補助金を減額し、充当するものでございます。

次の34、35ページ、5項1目統計調査総務費は、追加交付によるもので特定財源としまして、16款3項1目4節経済センサス事務委託金の一部を充当することにより財源更正するもの、2目指定統計調査費は、事業費確定による減額で、特定財源16款3項1目4節経済センサス事務委託金を減額し充当いたしております。

次の36、37ページ、3款1項2目福祉センター管理費の特定財源の減は、事業費確定に伴うもので、15款2項2目2節社会資本整備総合交付金を減額し充当、4目老人福祉費は、緊急通報装置貸与事業委託料などの事業費確定に伴うもので、特定財源、国県支出金22万3,000円の減は、15款2項2目3節社会資本整備総合交付金及び16款2項2目2節高齢者社会活動推進等事業費補助金を減額し充当、その他24万1,000円の減は、13款1項1目1節高齢者対策福祉費負担金及び緊急通報システム事業費負担金の減によるものでございます。

次の38、39ページをお願いいたします。5目人権・同和政策費は、イベント等の中止による事業費の減によるもので、特定財源といたしまして、16款2項8目4節人権・同和問題啓発事業費補助金の一部を減額し充当、7目障害者福祉費、12節自立支援医療支払事務委託料、自立支援給付費等審査支払事務委託料及び地域生活支援事業委託料の増は、それぞれ件数や利用時間の増によるもの、19節自立支援給付費は、障害者福祉サービスのうち主に生活介護、共同生活援助及び就労支援の増によるものでございます。特定財源といたしまして、15款1項2目2節、障害者自立支援給付費負担金、15款2項2目4節地域生活支援事業、16款1項2目2節障害者自立支援給付費負担金及び16款2項2目4節地域生活支援事業費補助金をそれぞれ減額し充当いたしております。8目介護保険事業費、18節県介護保険広域連合負担金の減は、額確定によるもので、主に介護給付費を含む特別会計の減によるものでございます。

次の40、41ページ、9目後期高齢者医療対策費の特定財源の減は、保険基盤安定負担金の確定による減で、16款1項2目3節後期高齢者医療保険基盤安定負担金を減額し充当、2項1目児童福祉総務費、18節障害児保育事業補助金の増は、対象児の増によるもの。保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金は、先ほど繰越明許費補正の際、ご説明しましたとおり保育士や幼稚園教諭を対象に、収入を3パーセント程度引き上げるための措置を前倒しで実施されたことを踏まえ、町内7つの認可保育所及び認定こども園保育所分に係る2月から9月までの当該補助金を計上いたしております。特定財源といたしまして、15款2項2目5節保育士等処遇改善臨時特

例交付金の全額を充当、19節扶助費、施設型給付費・地域型保育給付費の減は、見込みより入所児の減によるもの、子育て支援施設等利用給付費の増は、利用する児童の増によるものでございます。特定財源といたしまして、15款1項2目3節子どものための教育・保育給付交付金、15款2項2目5節保育所等整備交付金及び16款1項2目4節子どものための教育・保育給付交付金県費負担金をそれぞれ減額、15款1項2目3節子育てのための施設等利用給付交付金、16款1項2目4節子育てのための施設等利用給付交付金県費負担金の全額をそれぞれ充当いたしております。3目児童福祉施設費、18節の保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金は、相島保育所保育士に係る補助金、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金は、放課後児童クラブの支援員にかかる補助金でございます。特定財源といたしまして、15款2項2目9節保育士等処遇改善臨時特例交付金の全額を充当するものでございます。4目シーオーレ新宮管理費、10節光熱水費の増は、主に電気代、ガス代によるもの。

次の42、43ページ。4款1項1目保健衛生総務費は、事業費確定によるもので、特定財源といたしまして、15款2項3目4節疾病予防対策事業費等補助金及び22款1項1目1節簡易水道事業債をそれぞれ減額し充当、2目予防費、7節予防接種報償費は、新型コロナワクチン接種にかかる小児接種及び3回目接種のための看護師等報償費、11節郵便料金は、新型コロナワクチンの3回目接種及び小児接種に係る接種券の郵送費の増、12節各種予防接種委託料は、新型コロナワクチン接種及びその他のワクチン接種に係る委託料の増、予防接種集団接種業務委託料は、新型コロナワクチン集団接種に係る3回目接種及び小児接種に係る費用の増で、今回は、会場設営・撤去にかかる分も委託料には新たに加えております。特定財源といたしまして、15款1項3目1節新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、15款2項3目1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金及び16款2項3目2節風しん予防接種助成費補助金のそれぞれ全額を充当するものでございます。3目母子衛生費、10節印刷製本費の増は、子宮頸がんワクチンについて、平成25年から積極的な勧奨を一時的に差し控えることとされていましたが、このたび令和4年4月から積極的勧奨の再開が決定されたため、個別勧奨用の予診票を印刷するもの。18節妊婦健康診査補助金の増は、里帰り出産される妊婦の増によるものでございます。特定財源は、妊娠・出産包括支援事業の補助額確定によるもので、15款2項3目3節母子保健衛生費国庫補助金の全額を充当、5目環境総務費、特定財源の減は、事業費確定によるもので、16款2項5目4節荒廃森林再生事業交付金の一部を減額、充当いたしております。6目環境衛生費、特定財源の国庫支出金655万1,000円は、社会資本整備総合交付金を財源更正し、15款2項4目2節海岸漂着物地域対策事業費補助金、16款2項5目4節荒廃森林再生事業交付金及び16款2項3目3節地域猫活動支援事業補助金をそれぞれ減額し充当するもの。その他140万5,000円は、住宅使用料を財源更正するものでございます。

次の４４、４５ページ、１８節火葬場使用料補助金は、これまでの実績を踏まえ増額するものでございます。２項３目し尿処理費は、浄化槽設置整備事業補助金の額確定によるもので、特定財源といたしまして、１５款２項３目２節循環型社会形成推進交付金及び１６款２項３目４節浄化槽設置整備事業補助金をそれぞれ減額し充当。

次の４６、４７ページ、６款１項４目農地費は、補助金の額確定によるもので、特定財源１６款２項５目３節農村整備総合事業費補助金を減額し充当、２項１目林業総務費は、事業費の確定に伴うもので、特定財源の国県支出金２３１万３、０００円の減は、１６款２項５目４節森林病虫害等防除事業補助金を増額し、荒廃森林再生事業交付金の一部を減額し充当するもの、その他３１万９、０００円の減は、１９款２項４目１節森林環境譲与税基金繰入金を減額し、充当するものでございます。

次の４８、４９ページ、３項２目水産業振興費の減は、事業費の確定によるもので、特定財源１５款２項４目１節水産多面的機能発揮対策事業費補助金を減額し充当。３目漁港管理費、国県支出金の増は、額の確定によるもので１６款２項５目６節漁港施設等改修事業補助金を増額し、財源更正するもの。

次の５０、５１ページ、８款２項２目道路新設改良費は、橋梁点検調査及び狭隘道路事業費の確定に伴い、特定財源１５款２項５目１節道路更新防災等対策事業費補助金、１５款２項５目３節社会資本整備総合交付金及び２２款１項３目１節道路新設改良事業債をそれぞれ減額し、財源更正するもの。４項１目都市計画総務費は、事業費の確定に伴うもので、特定財源、国県支出金１１８万５、０００円の減は、１５款２項５目２節集約都市形成支援事業費補助金を減額し充当するもの。その他２５万４、０００円の増は、１４款２項４目１節屋外広告物許可申請手数料を充当するものでございます。２目公園費は、事業費の確定に伴うもので、特定財源１５款２項５目３節社会資本整備総合交付金、２２款１項３目２節公園整備事業債を減額し充当するもの。その他１０万３、０００円の減は、１３款１項２目２節公園管理費負担金の減により減額し充当するものでございます。４目社会資本整備事業費、１４節社会資本整備事業工事費は、繰越明許費補正でも説明いたしましたように、今回、国の２次補正により交付決定されたものの増と３年度の交付決定に伴う事業費の確定による減額で、特定財源といたしまして、１５款２項５目３節社会資本整備総合交付金及び２２款１項３目３節社会資本整備事業債を減額し、充当いたしております。

次の５２、５３ページ、５目都市再生整備計画事業費、１４節都市再生整備事業工事費は、工事費の確定により減額いたしておりますが、特定財源といたしまして、１５款２項５目３節社会資本整備総合交付金が追加配分されたことから５００万円を増額、また、２２款１項３目４節都市再生整備計画事業債を減額し、充当いたしております。６項１目住宅管理費は、事業費の確定

によるもので、特定財源、15款2項5目3節社会資本整備総合交付金を財源更正、その他の140万4,000円の減は、14款1項6目5節町営住宅用地占用料を増額し、町営住宅使用料を減額するもの。2目住宅建設費、14節町営住宅解体工事費の減は、当該解体住宅にアスベストが使用されていたことが判明したことから、工事を次年度へ新たに計上したことによる減額、特定財源といたしまして、15款2項5目4節社会資本整備総合交付金を減額し充当いたしております。

次の54、55ページ、9款1項2目非常備消防費は、事業費の確定により、特定財源のその他は、21款4項3目1節消防団退職報償金を減額し充当いたしております。3目消防施設費は事業費の確定により、特定財源22款1項4目1節消防施設整備事業債及び21款4項3目1節コミュニティ助成金を減額し充当いたしております。4目防災費は、事業費の確定による減で、特定財源、15款2項6目1節社会資本総合整備総合交付金を減額し充当。

次の56、57ページ、10款1項2目事務局費、12節ICT支援事業受委託料は、入札による減。

次の58、59ページ、2項4目新宮小学校管理費、10節光熱水費の増は、主に電気料金や上下水道料金の不足によるもの。14節施設整備工事費の減は、校舎屋上防水及び外壁工事や特別支援学級増設工事の額確定によるもの。

次の60、61ページ、10目新宮北小学校管理費及び次の62、63ページ、3項2目新宮中学校管理費、10節光熱水費の増は、主に電気料金や上下水道料金の不足によるもの。

64、65ページ、4項1目全日制高等学校管理費、18節古賀高等学校組合負担金は、古賀高等学校による新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うマスク購入やスクールサポーターの導入に係る経費の増によるものでございます。5項1目幼稚園総務費、18節認定こども園施設整備費補助金の減は、先ほど継続費補正の際、ご説明しましたとおり、3年度内の事業実施分として、実施設計費の全額及び建築費の一部に係る補助額を計上いたしておりましたが、実施設計費補助につきましては、幼稚園舎建築の進捗割合に応じた補助額に見直したため減額するもので、特定財源といたしまして、15款2項7目2節認定こども園施設整備費交付金を減額し、充当いたしております。保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金は、先ほど繰越明許費補正の際、ご説明しましたとおり、保育士や幼稚園教諭を対象に、収入を3パーセント程度引き上げるための措置を前倒しで実施するとされたことを踏まえ、認定こども園幼稚園部分にかかる2月から9月までの当該補助金を計上いたしております。特定財源といたしまして、15款2項7目2節保育士等処遇改善臨時特例交付金全額を充当いたしております。

次の66、67ページ、6項1目社会教育総務費、特定財源、国県支出金の増は、16款2項8目6節パラリンピック聖火リレー聖火フェスティバル開催事業費補助金の額確定によるもの。

4目新宮町研修所管理費の特定財源、その他は、14款1項7目4節研修所使用料を減額し充当するもの。5目人権・同和教育総務費の特定財源、国県支出金の減は、事業費の確定によるもので、16款2項8目4節人権・同和問題啓発事業費補助金を減額し充当いたしております。

次の68、69ページ、6目文化財保護費、特定財源の減は、事業費の確定によるもので、15款2項5目3節社会資本整備総合交付金の一部を減額し充当。7目図書館費、特定財源の減は、事業費の確定によるもので、16款2項8目5節子どもの読書習慣形成・定着支援事業補助金を減額し充当。9目生涯学習推進費、特定財源の減は、21款4項3目1節生涯学習講座材料代の減によるもの。10目そびあしんぐう管理費、14節施設整備工事費の減は、主に大ホール電動舞台機構改修工事費に係る入札による減、特定財源といたしまして、14款1項7目4節そびあしんぐう使用料を減額し充当するもの。7項1目保健体育総務費、特定財源、16款2項8目6節パラリンピック聖火リレー聖火フェスティバル開催事業費補助金の一部を充当するものでございます。

次の70、71ページ、3目体育施設費の特定財源、その他は、14款1項7目5節社会体育施設使用料を減額し充当するもの。

次の72、73ページ。12款1項2目利子、22節地方公共団体金融機構分の減は、利率の見直しによるもの。前年度借入分の減は、借入額及び利率の確定による減でございます。13款3項5目森林環境譲与税基金費の増は、積立金額の確定によるものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。歳出の際、特定財源として説明したものや単に歳出の増減に伴うものなどは省略し、主なものを説明いたします。

戻りまして、10、11ページをお願いします。2款3項1目1節森林環境譲与税は、額の確定によるもの。11款1項1目1節普通交付税は、再算定が行われ、その額の確定によるもの。

少し飛びまして、22、23ページ。19款2項2目1節財政調整基金繰入金の減は、財源調整によるもの。20款1項1目1節前年度繰越金は、額確定によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 歳入歳出全般について質疑を許可いたします。

温水議員。起立。

○議員（2番 温水 眞君） すいません。ちょっと今、丁寧に説明してもらったんですけど、よく聞き取れなかったもので、もう1回ちょっと確認の意味で言いますけど、子育て等ね、子育て世帯とすいません。保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金っていうのがありますよね。繰越明許費補正のところいいんですけど、そこで要は予算が3つのところ出ていますけど、対象人員ってどのぐらいになるかっていうのをちょっと教えてほしいんです。要は保育所で何人、幼稚園で何人、それから学校の児童、放課後児童クラブですよね。これも対象になっているんですよね。

これは何人かということをちょっと教えていただきたいということです。

○議長（牧野 真紀子君） まず、子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） はい。保育士等処遇改善臨時特例交付金についてということでお伺いしておりますけれども、認可保育所につきましては児童数、見込みの児童数になりますので、それぞれ各園にその人数を出しておりますが、ちょっと合計を703人見込んでおります。認可の分につきましてははですね。

○議長（牧野 真紀子君） 処遇改善だから、保育士の先生の数。先生の処遇、保育士の先生。いいですか、もう一度。子育て支援課長、お願いします。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） はい。再度お答えいたします。認可保育所につきましては、見込みの児童数によって、園児数によって算出しております。学童保育所にも同様な形にはなると思いますが、そういった形で国の示した額が、それぞれ施設規模によってありますので、その額をかけておるような状況になっております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） いや、ですので、要は1,499万2,000円って予算が出ているじゃないですか。ということは、対象人員が何名ですかっていうことを聞いているんです。

○議長（牧野 真紀子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） 月で言いますと、大体703人、先ほど言いましたように見込んでおります。認可保育所ではですね。学童では、平成3年に37人、平成4年に45人ということで見込んでおります。これは支援員の数になります。こちらのほうはですね。すいません、令和3年が37.8人で、令和4年が45人っていうことになります。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。もう一度、はい、温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） はい。あと幼稚園のほうは。

○議長（牧野 真紀子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい、お答えさせていただきます。すいません、幼稚園の認可保育所の幼稚園部分になりますけれども、正確な数字をすいません。今、手元には持っておりませんので、後でまたお答えさせていただいてよろしいでしょうか。額については、国の示された基準に基づいて支給することになりますので、その算定に基づいた額になっております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） いいですかね。はい、ほかに。はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 同じ繰越明許費で、全く同じ項目でお尋ねをしたいんですが、人件費を繰越明許するということは、要するに当該年度中に支払われなかった分ということですよ。国の補助金としてもらった分で、どこからどこまでの分が、要するに上乗せ分として国から受け取って、どれだけの分を繰越明許しているのか、そこの説明をもう1回お願いしたいんで

すけど。

○議長（牧野 真紀子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） はい。この補助金につきましては、令和3年2月分から令和4年9月分までの賃金にかかる部分、4年ちょっと年数で、ちょっと間違っていたら申し訳ありません。すいません、令和4年の2月から令和4年の9月分までにつきましては、この補助金で対応しなさいということに、国のほうから言ってきておりますので2月、3月分につきましては当該年度で処理して、残りの部分につきまして、次年度に繰越するということになります。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） そうしますとね、要するに、この補正予算の当該年度分としては2か月分ですよ。当事者の保育士さん等については。残りが9月までということでしたら、何か月分になるのか、6か月分になるわけですね。そうするとその予算、計上されてる予算金額で間に合うのかなという気はするんですけど、当該年度の部分で算出して掛け、簡単に言うと当該年度2か月分ですよ。ということは、3倍の予算がいるわけでしょう。当該年度分掛ける要する6か月いるわけですから、この予算で足りるんですかね。繰越明許された分で。国はまた追加してくれるんですか、そこをちょっとご説明ください。

○議長（牧野 真紀子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） こちらにつきましては、8か月分を単純に2月、3月分は、今年度に消化しますけども、国の算出基準に基づいてしておりますので、それは問題ないかと思っております。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） もともと私も、これ何で人件費を繰越明許するのかよく分からなかったの、今説明を聞いてやっと分かったんですけど、制度としてはね。結局、国の補助金として何ぼ町が受け取って、これをどういう形で当該の保育士さん等に分配するのか。これ一覧表を出してもらわんと分かんず。今の説明で多分、2か月と6か月、8か月分を割る8して月額で配付していくような状態で、多分試算してあるんでしょうけど、それぞれ計画段階で試算された分を示してもらわないと分からないんですよ。これは、ぜひ資料として提出いただきたいと思うんです。言葉で説明いただけるもの、ペーパーで資料でもらったほうが分かりやすいので。それともう一つ、ここでお尋ねしたいのは、その9月で切れた後はどうなるのか。国がどうしようとしているのか、また町としてどうするのか、それをお尋ねします。

○議長（牧野 真紀子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） はい。9月以降10月からの分につきましては、国が定めます公定価格というところに反映するというので、国のほうは言うておりますので、その分が増

額になることと思います。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） それじゃ、これを最後にしますが、この増額された分というのは当事者の皆さんにとっては、瞬間的に増えるからいいなと、やったなという思いはあるかと思うんですが、切られたら減るわけですよ。給料が減るわけですよ、当事者の皆さんは。それを前提として、じゃあ町がどうするのか。それともう一つは、これ日本全国に該当するわけですよ。そうすると、結局、他の自治体との差別化ってどこにもないわけですよ、簡単に言うと。若干あるかもしれませんが、ほぼほぼない。そうすると、今保育士さんが不足している環境の中で、例えば一番いい例は、近隣の福岡市なんかは上乘せして、保育士さんを集めようという政策を打ってるわけですよ。新宮町内にお住まいの保育士の資格を持った方が、条件がいいっていうので福岡市に仕事に行くという方いらっしゃるんです、現実にね。そうすると、結局せっかく身近にある保育園に、通勤距離も短い、通勤もしやすいという環境にあっても給料が安いから行かない、行けない。こういう状況が起こっているのは、事実なんですよ。だから、やっぱり町として今後も保育士さんを厚遇、要するに好待遇で雇用するためのやり方、政策っていうのもやっぱり一つ検討する必要性が私はあると思うんですね。だから、これ直接、町が雇用するわけじゃないので、それぞれの園の運営補助金か何かはね、上乘せしてあげるような政策を検討する必要性が私はあると思っていますけど、その点の見解はありますか、今現在。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか、子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） はい。今、令和3年度までは、定員以上のお子さんを受入れた園に対しては、1人当たりにつき増額、増額といいますか、補助をしておるような状況でございます。今、全国的に保育士不足というのが、社会問題となっております、養成学校を出ましても3割の方しか保育士になっていないという現状もございます。こういったのも県の子育て支援課といろいろ情報交換しながら、今やっておるところでございますけども、保育士さんに負担がかかっている部分というのかなり業務の中であると聞いております。そういうのには、できるだけICT化する予算をつけたり、そういうことで今対応しているようなところがございます。処遇改善以外にということはずいぶん、保育士確保の上からでもですね、重要なことと考えるのでですね、それにつきまして今後、さらなるまた補助制度とかですねそういったのは検討していかないといけないと思っております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい、ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第20号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者10名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第20号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 第21号議案

日程第20. 第22号議案

日程第21. 第23号議案

日程第22. 第24号議案

日程第23. 第25号議案

日程第24. 第26号議案

日程第25. 第27号議案

日程第26. 第28号議案

日程第27. 第29号議案

日程第28. 第30号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第19、第21号議案、令和4年度新宮町渡船事業特別会計予算についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第28、第30号議案までの10件は、令和4年度予算でございますので、この10件は一括上程し議題といたします。

それでは、第21号議案から第30号議案までの議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 第21号議案から第30号議案まで、令和4年度新宮町当初予算につきまして、説明いたします。

各会計の今年度の予算額及び、対前年度比につきましては、配付いたしております一覧表のとおりでございます。水道事業会計及び公共下水道事業会計を除く令和4年度特別会計の合計の予算額は、31億5,460万4,000円で、対前年度比1億3,662万5,000円、4.5%の増となっております。

それでは、特別会計7会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、一般会計の概略をご説明いたします。

第21号議案、渡船事業特別会計につきましては、3年度の間検査に係る修繕料及び代船備船料等の費用減により減額となっております。

第22号議案、国民健康保険特別会計は、保険給付費等が増額、また、歳入につきましては、国民健康保険税及び県支出金が増額となっており、それに伴い、一般会計繰入金が減額となっております。

第23号議案、後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等負担金が増えたため、増額となっております。

第24号議案、住宅新築資金等貸付事業特別会計は、大きな増減はございません。

第25号議案、相島診療所事業特別会計につきましては、医療用器具購入費及び医薬材料費の増などにより、増額となっております。

第26号議案、簡易水道事業特別会計は、浄水場機械電気設備工事費等の計上のため、前年度比242.6パーセントの増となっております。

第27号議案、水道事業会計は、町内3か所における配水管布設替工事の増が主な要因となっております。

第28号議案、公共下水道事業会計は、汚水管渠新設工事費は増となっておりますが、新宮中央浄化センター膜交換工事の減、福岡市和白水処理センター建設負担金の減などにより減額となっております。

第29号議案、相島漁業集落環境整備事業特別会計は、地方公営企業法の適用にかかる委託費等を計上したため増額となっております。

最後に、第30号議案、一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は140億793万9,000円、対前年度との比較は8億2,433万2,000円、率にして6.3パーセントの増となっております。歳出の主な内容について、ご説明いたします。増額につきましては、8款土木費、これは社会資本整備事業費及び都市再生整備事業費の増によるもの。10款教育費は、新宮中学校施設整備工事費及び認定こども園施設整備補助金の増及び13款諸支出金は、ふるさと応援基金積立金の増によるものでございます。歳入につきましては、1款町税は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、3年度は減額計上いたしておりましたが、本年度の状況を踏まえ増額。15款、16款の国県支出金の増及び19款ふるさと応援基金繰入金の増となっております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 12時になりましたが、このまま会議を続けます。

お諮りいたします。第21号議案から第30号議案までの10件については、議長を除く議員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思いますが異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。ここで13時20分まで休憩をいたします。

なお、休憩中に予算特別委員会の正副委員長の選出方をお願いいたします。

午前12時02分休憩

午後1時20分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長には末吉富美徳議員、副委員長には上畝地白馬議員ということになりましたので、ご報告いたします。

なお、委員長におかれましては、3月7日、8日、9日の3日間、予算特別委員会にて審議をお願いいたしますとともに、本会議最終日に審議結果の報告をお願いいたします。

日程第29. 第31号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第29、第31号議案、工事請負契約の変更について、相島海底光ケーブル等整備工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 第31号議案、工事請負契約の変更について。工事名、相島海底光ケーブル等整備工事についてでございます。変更の内容といたしましては、契約金額の変更で、変更後の契約金額は、4,191万円減の5億4,362万円とするものでございます。消費税及び変更前の金額、契約の方法等につきましては、記載のとおりでございます。変更理由といたしましては、設計変更により工事請負契約の内容を変更する必要性が生じたため、変更契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

次のページの参考資料をお願いいたします。設計変更の理由といたしましては、海底調査や地元調整の結果、海底光ケーブルの敷設ルートを変更したことにより、海底ケーブル敷設延長や防護铸铁管設置延長などが減少したことによるものでございます。変更の工事概要は記載のとおりでございます。なお、変更後工事総延長のL＝8,807メートルは、海岸海底部と陸上部を合わせた延長で、内訳表は、海岸海底部にかかる延長のみを記載いたしております。変更後の海底光ケーブル機械埋設7,711メートル及び防護铸铁管114メートルは、敷設延長8,714メートルの内数となっております。なお、契約の相手方、工期につきましては変更はございません。説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第31号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者10名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第31号議案は原案のとおり可決されました。

日程第30. 第32号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第30、第32号議案、町道路線の認定について、上府～三代線を議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 第32号議案、町道路線の認定について、ご説明いたします。

路線番号661。路線名、上府～三代線。起点、大字上府字長浦450番1地先、終点、大字三代字平原363番3地先。道路の種別につきましては1級。理由としまして、町道路線を認定するに当たり、道路法第8条第1項の規定により、町議会の議決を求めます。

本路線は、通常の民間開発による帰属道路の認定とは異なり、道路が完成する前に新規路線として認定予定です。理由として、本路線は民間の開発により整備される箇所がある一方、町の道路整備事業により整備される箇所もございます。その整備の際、町道として路線が認定されることが補助事業として、国から事業認可における不可欠な条件となっているため、また、道路用地を取得するに当たり、国税局との収用事業認定においても路線認定が不可欠であるためです。

1ページに参考資料といたしまして、路線図を添付しておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。ありますか、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい。いくつかちょっとお尋ねをします。まず、今の説明にありましたように、これから道路整備をしていく道路ですので、道路の形状、それから計画、概要、その他一切まだ分かってないですね。この路線を通しますよということしか分からないわけですが、まず、その計画段階で道路の幅員だとか、それから道路の形状、これがどういうふうになつとるのか、ご説明をいただきたい。

それから2点目は、ちょっと待ってください。この始点となる県道との接点部分、ここは土地利用の計画からいくと、大型車両が出入りする交差点になる可能性が高いわけですね。そうすると、今の県道との接点で県道自体が道路幅が狭いのに、結局、町道から出入りする、町道等の間で出入りする大型トラックをどうさばくのか、その辺の道路の形状ですね、これの計画をご説明をいただきたい。これ2点目。

それからですね、今度は、ちょっと長いスパンの話になるんですが、将来的にこの町道というのは、三代の区画整理事業エリアから、それから上府部に向かって3号線と並行した南北に延びる、ある意味、将来的には幹線の役割を果たす道路になる可能性が十分あるんじゃないかなと思うんですね。そうすると、結局、今の道路計画だけではなくて、長いスパンで50年、100年のスパンでこの道路をどうするのかということ視野に入れておかないとですね、結局、要するにその道路周辺には、開発が進んで張りつけが進めば、結局、道路がその用を足さないというようなことにもなりかねないんで、やはり、きちっとした道路計画を持つ必要があると思っています。ですからその視野をきちんとその長期スパンで考えるという意味で計画されているのかどうか、この辺をお尋ねします。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。

まず、この661号線の概要を、今、考えている概要になりますけれども、この終点から起点まで大体総延長が約1,200メートル弱ぐらいを計画しております。それと幅員等につきましては、12メートルの幅を基本に9.5メートルから12メートルぐらいで計画をして整備を進めるように考えております。

それと2点目、県道小竹下府線のところの始点のところですけども、将来的この小竹線につきましても、道路の拡幅等検討、現在、県土のほうとも協議を進めているところです。それにより、この地図にもありますが、民間開発の予定箇所等々もありますので、そういうことも含めまして、小竹下府線の改良も含めた中で検討していきたいというふうには考えております。

それと3点目、将来的な構想ということですけども、やはりこの道路は先ほど議員おっしゃられましたとおり、3号線と並行して、バイパスとまでは言いませんけれども、並行した主要の町の道路になると思われます。今後、この上府周辺の開発等々も含めまして、それらに有効に活用というか使えるような、そういうふうなことをにらんだ中での整備となっておりますので、将来的にも有効に使っていただける道路であるというふうには考えているところです。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい。要するにですね、これを担当課長というより町長にお尋ねしたほうがいいと思うんですが、要するに町の根幹をなす幹線道路としての性格を持つ道路に多分、将来的にはなっていくんだろうと思うんですね。そうすると、やはり一つの手法として、例えばこの県道小竹下府線のところが、今、始点ですけどね、それが延伸されて将来的に幹線道路として古賀市のほうへ延ばす。どこにどう接続するかは別としても、やはりある種、手法としては都市計画決定をしておく必要があるんじゃないかなと。その周辺の土地利用が進んでいくに当たってですね、例えば、道路計画がきちっと置かれている中で、土地利用が進んでいくとい

うやり方をしないと、結局、その道路を遮るような施設、現実的に野下府線、野大森の区間のちょうど3号線の脇にはそういうあれがあります、施設がありましたよね。そういったことも含めて、事例としてはやはりきちんと土地利用の計画が立って、将来的に考えられるような都市計画決定をしていく必要性が道路についてはあるんじゃないかなという見解なんです、その辺町長どうお考えですか。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） 今、この県道小竹下府線につきましては、以前から、拡幅の要望が地元から出ておりましたので、県と既に交渉はいろいろ話は進めているわけですが、新しい今度、路線認定につきましては、そういった都市計画道路としての指定はしてなかったものから、またこれが12メートル道路ということになればですね、やはり都市計画決定をしていく必要性が私自体は持って、担当等とも話しておりましたが、今既に地域のこのちょうど新宮町の中心地でもございますしですね。そして、まちづくりにはやはり何ととっても道路が非常に重要に今なってきております。各市町村のやはりまちづくりは、やっぱり道路っていう車社会の中で、そういったことで、これから先この県道小竹下府線の拡幅はもちろん県と同時に進めさせていただきたいと思っておりますが、これを延長して、やはりこの千年家の近くに通っていくわけですが、古賀とのそういった境の将来そういった都市計画決定をやはりしていくべきじゃないかなと、私自体はそういうふうを考えておりますので、ぜひここはやはり12メートル設置ということでございますので、やはりこの3号線バイパスとの並行の中で、この中心地に新宮町の中心地のまちづくりには欠かせない道路になっていこうかと思っておりますので、そういうふうな考え方で進めていきたいと思っております。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 町長の考え方、計画につきましては非常によく理解いたしました。これはこれから先、蛇足になるかもしれませんが、この中に町長もちろんあれと思いますけど、今の博多駅が移転したとき、今、大博道路、片側何車線あるんですかね、5車線ぐらいあるんですかね。どでかい道が博多駅が移転した1963年東京オリンピックの前の年ですよ、移転したのは。そのときに、どでかい道が畑か田んぼか当時知りませんが、のっばらにどーんと出来たと。ばかじゃねえか、こんなところにこんなどでかい道をつくってって言われたのが、たった60年前なんですよ。それが今じゃ、もう渋滞を引き起こすような道路になっとる。こういうことを考えると、やはり道路行政っていうのは、非常に長いスパンで考えていかないと、今よくても将来いろんな障害が出てくる可能性あると。そういう意味では、長崎町長の時代にそういう意思決定をしたことが将来、多分、新宮町に大きな意味を残すんじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひこれからのまちづくりの一つの大きな基盤として、社会インフラとしての

位置づけをきちっとした上で、事業を考えて取り組んでいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 答弁はよろしいですか。いいですか。はい。ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ここで質疑を打ち切り、第32号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議がないので、第32号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。上畝地委員長よろしくお願いいいたします。

日程第31. 第33号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第31、第33号議案、町道路線の変更について、小万崎～柳ヶ浦線を議題といたします。
議案の説明を求めます。
都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 第33号議案、町道路線の変更について、ご説明いたします。
路線番号122。路線名、小万崎～柳ヶ浦線。旧起点、大字上府字小万崎1097番2地先、旧終点、大字三代字向畑1089番1地先を新起点、大字上府字小万崎1097番2地先、新終点、大字上府字灰カブリ501番6地先へ変更するものです。理由としましては、道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を変更するに当たり、道路法第10条第3項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

本路線は、先ほどの第32号議案で申し上げた新規路線認定予定の661号線において、既存の路線である本路線の一部と重複する箇所があり、重複する箇所を本路線の区域より外し終点の変更を行うため、路線の変更を行うものです。

なお、1ページに参考資料として添付しております路線図に記載している破線で示している線形が、先ほどご説明しました重複部分となる場所で、路線変更前の122号線の路線となっておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ここで質疑を打ち切り、第33号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議がないので、第33号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。上畝地委員長よろしく願いいたします。

日程第32. 第34号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第32、第34号議案、権利の放棄についてを議題といたします。
議案の説明を求めます。
総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第34号議案、権利の放棄についてご説明をさせていただきます。
提案理由といたしましては、住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金に係る債権について、権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、別紙にまとめさせていただいております。1ページをお願いいたします。1、権利放棄の内容につきましては、昭和57年3月31日付けで債務者に対して、町が貸し付けた住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金に係る債権について、権利を放棄するものでございます。2の債権者につきましては、Aとさせていただいております。3、権利放棄する金額は、住宅新築資金貸付金102万7,411円、宅地取得資金貸付金258万4,465円。4、権利放棄の理由といたしましては、平成18年7月13日付けで、債務者Aに対し破産の免責決定がなされていること。また、保証人も死亡をされていることから、債権が回収不能であるということのため、権利を放棄するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第34号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者8名、挙手しない者2名〕

○議長（牧野 真紀子君） 賛成多数と認め、第34号議案は原案のとおり可決されました。

日程第33. 第35号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第33、第35号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間における尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） 第35号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について、ご説明いたします。提案理由といたしまして、本町が両筑衛生施設組合に委託しているし尿終末処理事業の委託期間を延長することについて協議するため、町議会の議決を求めるものでございます。

2ページをお願いします。新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部を次のように改正するものでございます。附則第2号中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改め、委託期間を1年間延長するものでございます。附則といたしまして、この規約は協議成立の日から施行するものでございます。

なお、3ページに参考資料として新旧対照表をつけております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第35号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者10名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第35号議案は原案のとおり可決されました。

日程第34. 報告第1号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第34、報告第1号、令和4年度新宮町土地開発公社事業計画についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 報告第1号、令和4年度新宮町土地開発公社事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和4年度新宮町土地開発公社事業計画を議会に報告するものでございます。

1ページをご覧ください。令和4年度新宮町土地開発公社事業計画につきましては、町事業関連用地取得事業としまして、事業費8,900万円。主管課は、都市整備課ほか。内容といたしましては、仮称、町道上府～三代線道路整備事業用地、仮称、夜臼4丁目公園整備事業用地の取得でございます。県事業関連用地取得事業につきましては、令和4年度の事業実施予定はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

日程第35. 報告第2号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第35、報告第2号、令和4年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

教育長。

○教育長（宮川 優子君） 報告第2号、令和4年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画をご報告いたします。

事業計画につきましては、2ページから4ページにお示ししております。令和4年度も引き続き、新宮町の芸術文化の普及振興及び芸術文化活動の活性化促進を図るため、4事業分野を中心に感染拡大防止策を十分に講じた上で、各事業を推進してまいります。芸術文化の普及振興事業では、今後の感染状況を見極め、幅広い世代の方々に心から楽しんでいただけるような事業実施を予定しております。そのほか、若年世代への文化振興を図る事業にも取り組んでまいります。参加育成型の事業として、毎年取り組んでおります住民参加型ミュージカルにつきましては、感染対策を十分に講じた上での実施を予定しております。また、ミュージカルの稽古と並行して、新宮町の歴史や自然、伝統文化を感じられるようなワークショップにも取り組み、結果として新宮町の風土や人の温かさ、自然の豊かさ等を感じられるようなオリジナルの作品づくりを目指しております。なお、この住民参加型ミュージカルは、一般財団法人自治総合センターの助成事業として申請中でございます。

続きまして、収支予算についてでございますが、6ページから8ページに各事業ごとの予算の詳細をお示ししております。

9ページ、収支予算書をご覧ください。財団としての総収入は4,605万1,500円、総支出は4,557万9,500円です。収支差額の47万2,000円につきましては、財政調整積立金として活用させていただきます。

以上、令和4年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画及び収支予算のご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

日程第36. 報告第3号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第36、報告第3号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 報告第3号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について、ご説明をいたします。新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。1ページから4ページまでが、それぞれ契約ごとの明細を載せておる部分でございます。令和3年11月1日から令和4年1月31日までで、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものにつきましては、一般会計で8件、特別会計はございません。水道事業会計、公共下水道事業会計で6件ございました。また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で17件、特別会計で1件、水道事業会計、公共下水道事業会計で1件ございました。

参考資料といたしまして、入札結果表を別途添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。今、一番上のやつですね、上のやつで、直販所の駐車場改修工事ということで、275万円ということで随契になっているんですが、これ随契にされた理由というか、根拠をお尋ねします。それと、今現地のほうを見るといろんな工事をやってあって、多分、自費工事とかもあるのか分かりませんが、そこら辺なんですけど、これは駐車場改修ということでもうこれ終わってるのかどうか分かりませんが、あそここのところの振り分けというのはどういうふうになっているんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） はい、お答えいたします。今回のひとまるの里の工事ですけども、こちらについては週末、そしてイベント時に慢性的に駐車場が足りないという要望が出ておりました、そのために駐車場を増やすことを目的とした工事ということになっております。この工事に当たり、ひとまるの里へ進入道路であります町道について、民間の開発が行われるということで道路かさ上げ、自費工事が行われるということでその経過がありまして、この2つの工事ですべてひとまるの里について営業に与える影響が最小限にできると。また工期の調整や工事のヤード

などの工事ヤードの確保など効率的に行うことができるのではないかとということにおきまして、この業者と随意契約を行ったという状況でございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。そしたら、駐車場の整備であれば、今現状はまだやってないんですよね、多分。もう終わっているんですか、そこら辺よく分からないんですが、どれぐらいの範囲の広さの駐車場を設置するのか。現状、多分まだ終わっていないと思うんですが、今現状の経過っちゅうのはどういう状況ですかね。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） はい。これまでが道路、下りの坂の道路があったと思うんですけども、その間に少し水路っていうか、ちょっとスペースがあったんですけども、そちらのほうを広げて、大体10台から12、3台程度ですね、台数を増やせるような計画でいるという状況でございます。まだちょっと完成のほう、検査まではしておらない状況です。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） もう終わっているんですね。要は、ひとまるの里の今現状のアスファルトのところの駐車場の整備ということで前の敷地とかありますよね。埋立てしてある敷地じゃなくて、現状のひとまるの里の中の、言ったら、坂の横ぐらいのところの今入り込みの通路ができていますよね。あそこの手前ぐらいのところの整備ということですかね。もう完了しているんですね。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） 検査までしていないので、まだ完了はしていません。

○議長（牧野 真紀子君） はい。よろしいですか、まだ完了はしていないということです。

福田副町長。

○副町長（福田 猛君） すいません。ちょっとお答えします。もともとですね、ひとまるの里の駐車場の湊坂側、下りの道がありますね。あちらのほうに、今言いますように水路と桜の木が6本、7本ありました。今、産業課長が言いましたように、駐車場が狭いということで今回道路のかさ上げをするときにお願いしましたところ、駐車場をもう少し広げていきたいので、その整備を一緒にしてもらえんかというのが、ひとまるの里のほうから要望がありまして、今回のかさ上げ事業と一緒にやろうということがまず一つのいきさつでございます。今回の事業は、まず桜を切ることに非常に私たちもちょっと抵抗がありましたけども、組合、ひとまるの里の組合の中で話し合いされて、そちらのほうに広げるほうが有効ですかね、広げるいわゆる台数がとれるので、桜の木を切って、そして水路の側溝を改修すれば、今言いますように10台から10数台置けるということでしたので、そちらの整備をまず道路の改修に合わせてやろうということで今回進め

ております。まだ仮設の道路が今、下り坂から敷地のほうに取りあえず入っていますので、それは全部、前の改修道路が終わらないと、仮設道路の復旧ができませんので、それが終わって最終的には駐車場としてはでき上がる予定で今進めています。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

日程第37. 報告第4号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第37、報告第4号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。

質問があれば、監査委員にお尋ねください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

以上で報告を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでした。

午後1時56分散会
